



SUMITOMO MITSUI
TRUST BANK

公益財団と公益信託の比較

三井住友信託銀行株式会社
ウェルス・マネジメント部

- 平素より三井住友信託銀行をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。
- 本日は、公益信託の制度概要や取組事例のご紹介をいたします。
- お役に立つ情報のご提供ができることを心より願っております。
ご不明な点やご要望など、お気軽にお申し付けいただけますと幸甚に存じます。

はじめに

お客さまからこのようなご相談をいただくことがあります。

- ① 相応の資産を築いた、もしくは受け継いだが、残す相手がいない
- ② 自分の今の地位やこれまでの境遇に感謝して何かしら社会に恩返しをしたい
- ③ 事業売却や土地の収用などで受け取ったお金の全部または一部を寄付をしたい
- ④ 寄付をしたいけど寄付先がわからない

- こういったご要望を承った場合、ウェルス・マネジメント部では、公益財団法人の設立のお手伝いのほか、信託銀行ならではの業務として、公益信託業務もご案内しています。
- この際お客さまからは、公益財団法人と公益信託についての違いがよくわからない。そもそも公益信託は聞いたことがあるくらいで仕組みなどは分からないといったお声もお聞きします。
- 次頁以降で、公益財団と公益信託の比較及び公益信託の概要についてご説明したいと思います。

公益財団法人と公益信託の比較について

	公益財団法人	公益信託
設定 手続き	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財産法人の設立には、評議員・理事等の依嘱、定款作成、設立 登記といった手続き・書類作成が必要となります。 ◆これらの書類作成・手続きは自身のほか、司法書士などの専門家も行えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公益信託の設定には、運営委員・信託管理人の依嘱、設定要項・設立趣意書・信託契約書・事業計画書といった手続き・書類作成が必要となります。 ◆これらの書類作成・手続きは、受託者が行います。
事業運営	一般財団法人は、 理事会が業務執行の決定機関となり、代表理事が法人を代表し、業務を執行します。	受託者が行います。
収益事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆公益目的以外の事業を行うことができます。 ◆ただし、公益目的事業比率が50%以上であることが必要です。 	公益目的事業以外の事業を行うことができません。
基本財産 の 取り崩し	<ul style="list-style-type: none"> ◆原則として、運用収益で事業を行います。 ◆基本財産以外に事業財源に充てる資産がないなど、やむを得ない場合に限り取り崩すことが可能です。 	信託財産を取り崩して事業に必要な資金に充てるのが標準的な運営方法です。
資金規模	<ul style="list-style-type: none"> ◆3百万円以上の拠出金で一般財団法人の設立は可能ですが、その運用収益を活動原資として事業を継続していくため、相応の拠出金が必要となります。 ◆事業を行っていくための人件費なども別途必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆最低1億円の拠出が必要となります。 ◆公益信託の運営に必要な諸費用（事業費や信託報酬など）は全て信託財産から徴収します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆公益認定を受けることにより、社会的な信用を得られやすい。 ◆寄付を行った個人・法人に対して、寄付金控除が適用され、税務上の優遇措置を受けることが可能です。 ◆拠出する財産は、基本財産以外は、「物（株式や美術品）」でも可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公益信託の名称には、委託者さまのお名前を冠することができるため、そのお志が末永く記念されます。 ◆一定の要件を満たした公益信託に寄付を行った個人・法人に対して、寄付金控除が適用され、税務上の優遇措置を受けることが可能です。 ◆拠出する財産は、金銭のみとなります。
適合性	<ul style="list-style-type: none"> ◆株式や不動産などの財産を現物のまま寄付したいと考えている。 ◆財団に拠出する財産規模が10億円といった多額であり、かつ財団管理や事業運営に自ら関与したいと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆財産の大部分が金銭で、当該金銭のまま拠出したいと考えている。 ◆公益信託に拠出する財産規模が1億円強で、財産管理や事業運営については、受託者に任せたい。

- ✓ 本日、ご紹介した取組事例はほんの一例です。
- ✓ 三井住友信託銀行は、お客さまの想いを実現するためのお手伝いをいたしますので、どうぞお気軽にご相談ください。

最後までご清聴いただき、
誠にありがとうございました。

- 本商品は、社会貢献を目的とした信託であり、拠出いただいた信託財産をお客さま（委託者さま）が受け取る運用商品ではございません。
- 信託元本および信託期間中の収益金が、公益信託の目的に則した受給者（助成先）などへの助成金として給付されます。
- 公益信託は、信託期間の満了、信託財産の消滅、信託目的の達成または達成不能によって終了します。委託者さまは、信託を解除できません。
- 信託を終了した際に残余財産がある場合は、国・地方公共団体、公益法人、公益信託のほか公益を目的とする類似の事業を行うものに寄付することとなりますので、委託者さまの手元には戻りません。
- 給付事業および付随する事務の処理に伴う費用項目は、個々の信託契約により定められますが、当該費用については信託財産から支払われます。
 - 運営委員会などおよび信託管理人の経費
 - 広告費、渉外費用
 - 送金手数料
 - 授賞式などの経費
 - そのほか、信託管理人の承認を得た費用
- 公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めた上、信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えない金額とします。